

意見検討結果一覧表

（案名：大規模施設整備事業事前評価についての意見募集

対象事業：紫波警察署庁舎等整備事業（紫波町））

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>耐震性と周辺・直下の活断層についての評価が一切無いのは問題と考える。仮に直下型地震で機能を喪失したケースの場合の対処についても明記してほしい。</p>	<p>耐震性能につきましては、国の官庁施設について国土交通省が示す「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、「耐震安全性の分類をⅠ類とする建築物については、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。」とされており、具体的な指針としては、「大地振動時の変形を制限するとともに、目標に応じた耐力の割り増しを行う。なお、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値にⅠ類は1.5、Ⅱ類は1.25をそれぞれ乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とする。」とされています。</p> <p>この方針を受けて、県においても構造体に関する耐震安全性の分類Ⅰ類に該当する施設として、県庁舎、市庁舎、警察本部、警察署、消防本部、消防署などを掲げていることから、警察署庁舎を建築する場合には、いわゆる重要度係数1.5を乗じた必要保有水平耐力を満たすように設計しております。</p> <p>県警察では、平成22年に新築した二戸警察署以降、宮古警察署、釜石警察署、久慈警察署について重要度係数1.5を元に設計をしており、今回計画する紫波警察署庁舎の耐震性能についても通常の建物の1.5倍の強度をもって建築するものです。</p> <p>活断層の観点から見ますと、紫波警察署の建築位置は、北上低地西縁断層帯（花巻断層帯）の影響を受ける可能性がある地域と判断され、Webサイト「地震ハザードステーション（国立研究開発法人防災科学技術研究所）」における想定では、震度6強以上の揺れに見舞われる可能性があるとされています。</p> <p>前述のとおり、建物の耐震性能が高いことから、地震による庁舎倒壊の危険性は低いと考えられますが、地震等の影響によりインフラ機能が停止した場合を想定し、非常用発電設備の稼働能力を72時間以上確保や非常用食料及び飲料水の備蓄など現時点で考え得る対策を講じてまいります。</p> <p>なお、万一直下型地震が発生し、警察署としての機能を喪失した場合には、周辺地域の他の警察施設への機能移転等により、警察活動を継続してまいります。</p>	D（参考）

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）